

観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）交付要綱

令和2年4月6日 観観資第285号

（通則）

第1条 観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、訪日外国人旅行者 6,000 万人 等の実現に向けて、全国各地に点在する城や社寺を、日本ならではの文化が体験できる宿泊形態として活用することで、訪日外国人旅行者の長期滞在・消費額増を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 「城泊」とは、次のいずれかの事項に該当するものをいう。

イ 旅館業法（昭和23年法律第138号）上の旅館業の営業許可を得た城（天守閣、櫓及び城郭内の歴史的資源を含む。以下同じ。）において、宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うもの

ロ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）上の住宅宿泊事業者としての届出をした城において、宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うもの

ハ イベント民泊ガイドライン（平成28年4月1日 観光庁観光産業課・厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 発出）に基づくイベント民泊として開催地の自治体から承認を得た城において、宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うもの

ニ その他城での宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うものであって、自治体からの承認を得たもの

二 「寺泊」とは、次のいずれかの事項に該当するものをいう。

イ 旅館業法上の旅館業の営業許可を得た社寺において、宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うもの

ロ 住宅宿泊事業法上の住宅宿泊事業者としての届出をした社寺において、宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うもの

ハ イベント民泊ガイドラインに基づくイベント民泊として開催地の自治体から

- 承認を得た社寺において、宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うもの
- ニ その他社寺での宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うものであって、自治体からの承認を得たもの
 - 三 「城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業」とは、「城泊」や「寺泊」を、日本ならではの文化が体験できる宿泊形態として活用し、インバウンド対応を図ることで、訪日外国人旅行者の長期滞在・消費額増を図る事業をいう。

(補助対象事業等)

第4条 国土交通大臣（以下、「大臣」という。）は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 この補助金の補助対象事業の区分、補助対象事業者、補助対象経費、補助率等は、別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第5条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助事業の実施に当たっては、補助対象事業者は単独又は共同で様式第1による「観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）交付申請書」（以下「交付申請書」という）及び関係書類を大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第2による「観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）交付決定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第8条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、事項に規定する軽微な変更を除き、様式第3による「観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）交付決定変更申請書」（以下「交付決定変更申請書」という。）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき
- 二 補助対象事業の内容を変更するとき

- 2 前項の大臣が定める軽微な変更とは、次の各号に該当するものをいう。
- 一 補助対象事業の目的達成のために、別表に掲げる事業について、相互間の弾力的な遂行のために必要と考えられるとき
 - 二 補助対象事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の創意工夫により事業計画の変更を認めることが、より効果的に補助対象事業の目的達成に資するものと考えられるとき
 - 三 補助目的及び事業の遂行に関係ない事業計画の細部変更であるとき
 - 四 個別事業間の補助対象経費の配分について、それぞれの配分額の 30%以内の変更であるとき

(交付決定の変更及び通知)

第9条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第4による「観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）交付決定変更通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第5による「観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）交付申請取下届出書」を大臣に提出しなければならない。

(事業計画策定者・補助対象事業者等の変更届出)

第11条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第6による「観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）補助対象事業者等の変更届出書」を速やかに大臣に提出しなければならない。

- 一 事業計画策定者、事業計画策定者の住所又は名称並びに代表者の氏名に変更があったとき
- 二 補助対象事業者の住所又は名称並びに代表者の氏名に変更があったとき

(補助対象事業の中止又は廃止)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第7による「観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）補助対象事業中止（廃止）承認申請書」を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

- 第13条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行状況について、各四半期（第4四半期は除く。）が終了する月の翌月末日までに様式第8による「観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）補助対象事業遂行状況報告書」（以下「遂行状況報告書」という。）を大臣に提出しなければならない。このうち第2四半期の遂行状況報告書にあたっては、補助対象事業の遂行状況の中間評価を行った結果を踏まえた内容とし、当該年度の10月末日までに遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、遂行状況報告書にその理由を付して速やかに大臣に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前二項の規定にかかわらず、大臣の要求があったときは、速やかに補助対象事業の遂行状況について報告しなければならない。

(実績報告)

- 第14条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して一ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第9による「観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）補助対象事業完了実績報告書」（以下「完了実績報告書」という。）に必要な応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第10による「観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）補助対象事業年度終了実績報告書」に必要な応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第15条 大臣は、前条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、これを審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第11による「観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）の額の確定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。なお、次条ただし書による概算払の支払額が本条による交付すべき補助金の額を上回る場合は、第17条第二項から第四項までの規定を準用する。

(補助金の請求)

- 第16条 大臣は、前条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、補助対象事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

2 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第12による「観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）支払請求書」を大臣に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

（交付決定の取消及び補助金の返還命令）

第17条 大臣は、第12条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第7条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合

二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合

四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の整理）

第18条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産の管理等）

第19条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善

良な管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の帰属等)

第20条 補助対象事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助対象事業者に帰属する。

(財産の処分の制限)

第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成22年国土交通省告示第505号。以下「財産処分告示」という。）に定めた期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第13による「観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）補助対象事業財産処分等承認申請書」を大臣に提出しなければならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより収入がある場合には、様式第14による「観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）補助対象事業財産処分等収入金報告書」を大臣に提出し、大臣の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- 3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、財産処分告示に定めた財産とする。

(補助対象事業に関する書類の保存)

第22条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附則

この要綱は、令和2年度予算から施行する。

別表

区分	補助対象事業者	補助対象経費	補助率
<p>城泊のインバウンド化・体験コンテンツ造成事業</p>	<p>・観光庁の日本版DMO登録制度において登録された者（以下「観光地域づくり法人（DMO）」という。） ・民間事業者 ・地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）又は民間事業者を中心に構成される地域協議会</p>	<p>既に城泊の取組を実施している、もしくは具体的に計画をしている地域における城泊の訪日外国人旅行者向け滞在コンテンツの充実、魅力向上及び訪日外国人旅行者の受入環境整備に要する経費</p> <p>（1）訪日外国人旅行者の受入環境整備のために必要な事業に関する経費</p> <p>① 客室における改修及び寝具・家具の賃借にかかる費用</p> <p>② 多言語対応タブレットの購入及び設定費</p> <p>③ ホームページ等ITを活用した情報提供・案内・予約システムの整備費及び多言語対応にかかる費用</p> <p>④ 施設内における多言語案内の制作及び設置費用</p> <p>（2）訪日外国人旅行者向けの体験型・滞在型コンテンツの充実及び魅力向上のために必要な事業に関する経費</p> <p>① 体験型・滞在型コンテンツの企画・造成・改善（多言語対応等）にかかる費用</p> <p>② 旅行商品の企画開発、課題抽出やモニターツアーにかかる費用</p> <p>（3）滞在時の案内を行うコンシェルジュの養成に必要な経費</p>	<p>1/2（上限750万円。）</p>
<p>寺泊（宿坊）のインバウンド化・体験コンテンツ造成事業</p>	<p>・観光地域づくり法人（DMO） ・民間事業者 ・地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）又は民間事</p>	<p>既に日本人向けに運営がされている宿坊における訪日外国人旅行者向け滞在コンテンツの充実、魅力向上及び訪日外国人旅行者の受入環境整備に要する経費</p> <p>（1）訪日外国人旅行者の受入環境</p>	<p>1/2（上限780万円。）</p>

	業者を中心に構成される地域協議会	<p>整備のために必要な事業に関する経費</p> <p>① 客室における改修及び寝具・家具の賃借にかかる費用</p> <p>② 多言語対応タブレットの購入及び設定費</p> <p>③ ホームページ等 IT を活用した情報提供・案内・予約システムの整備費及び多言語対応にかかる費用</p> <p>④ 施設内における多言語案内の制作及び設置費用</p> <p>(2) 訪日外国人旅行者向けの体験型・滞在型コンテンツの充実及び魅力向上のために必要な事業に関する経費</p> <p>① 体験型・滞在型コンテンツの企画・造成・改善（多言語対応等）にかかる費用</p> <p>② 旅行商品の企画開発、課題抽出やモニターツアーにかかる費用</p> <p>(3) 滞在時の案内を行うコンシェルジュの養成に必要な経費</p>	
--	------------------	---	--

※留意事項

- (1) 補助対象事業者が支出する経費についてのみ補助対象経費とする。
- (2) 補助金を受ける際の会計は、他の会計とは別に区分経理を行うものとし、補助対象経費は、当該事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみを対象とする。
- (3) 補助金対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第15に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
- (4) 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。